令和８年度　水質検査計画書

北海道沼田町

１．水源地域

沼田ダムを原水とし、北空知１市４町に広域水道用水供給事業を実施している北空知広域水道企業団から沼田町字沼田第６地区に所在する沼田配水池及び沼田第６ポンプ場に受水し、末端給水事業を実施している。

沼田第６地区周辺の地質は泥炭、砂岩が主体であり、施設周辺のほとんどが山林及び原野に覆われ、また、水質汚染物質の排出源となりうる民家、農地、家畜、工場などとは距離があることから、水質が汚染される影響は極めて少ない地域であると考えられる。

２．水質検査の地点

沼田町字幌新の幌新温泉ほたる館の給水栓（蛇口）から採水を行い、毎日検査、毎月検査、定期検査を実施する。

３．検査依頼先

水道法第２０条第３項に定める地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼する。

また、検査の信頼性確保のため公益社団法人日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所模範(水道 GLP)、または国際規格 ISO9001 もしくは ISO 17025 の認定を受けている者に依頼する。

４．検査頻度及び実施時期

（１）水質検査項目

法令に基づく水質基準項目（５２項目）の水質検査を行います。また、法令に基づく１日１回行う項目についても検査します。

（２）検査頻度

ア　法令に基づく水質検査のうち、一般細菌等、病原微生物の汚染を疑わせる指標やｐＨ値、味等、水の基礎的性状に関する９項目については、月１回行います。

イ　法令に基づく水質検査のうち、検査頻度を緩和することができない塩素酸等の消毒副生成物等１２項目については年４回行います。

ウ　法令に基づく水質検査のうち、過去３年間の水質検査結果から省略することが可能な項目については、水質が安定し良好であることから法令に基づいた検査頻度を緩和した回数で行います。ただし、水質が安定し

良好であることを確認するため、おおむね３年に１回５２項目検査を行います。

エ　法令に基づく水質検査のうち、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、原水並びに水源及びその周辺の状況から検出される可能性が小さいと判断できる場合については、水質が安定し良好であることから法令に基づいた検査頻度を緩和した回数で行います。ただし、水質が安定し良好であることを確認するため、おおむね１年に１回検査を行います。

オ　法令に基づく水質検査のうち、ジェオスミン、２－メチルイソボルネオールについては、藻の発生するおそれのある７月から９月までの３ケ月間（うち１回はイを含む）行います。

カ　色、濁り、消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査を法令に基づき１日１回行います。

５．水質異常時の対応

異常が発生した場合は、関係機関と協議するとともに、臨時の水質検査を厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼し、別紙「水質異常時の対応について」に基づき、給水を停止するなど適切な対応に当たります。

６．水質検査結果の公表と見直し

定期検査（全項目検査及び消毒剤、消毒副生成物）の結果については広報紙及びホームページを活用し周知する。その他の検査内容は沼田町情報公開条例に基づき、請求手続きがなされた時に、検査内容を公開する。

水質検査計画の見直しは、検査結果や水源域の状況変化に応じて行います。

別紙
水質異常時の対応について

１　新基準省令の表中１の項から３１の項までの上覧に掲げられる事項

(1)基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害する恐れがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じる。具体的には次のような場合が考えられる。

１　水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼす恐れのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。

２　浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼす恐れのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。

３　塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。

４　工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき。

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止する。

５　不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合。

６　臭気及び味に著しい変化が生じた場合。

７　魚が死んで多数浮上した場合。

(2)関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はその恐れが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、防災無線、広報車等を用いることなどにより緊急事態にふさわしい方法をとる。

２　新基準省令の表中３２の項から５１の項までの上覧に掲げる事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じる恐れのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきである。なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼす恐れのある項目については、健康に関連する項目に準じて適切に対応する。